ニ　令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、第三号チ、リ、ヲ、ワ、タ及びレ並びに前号トの基準を適用しない。	（新設）
ホ～ト　（略）	ニ～ヘ　（略）

別表第二十（第六十六条の七関係）

一　令第三十五条第一号に規定する飲食店営業 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。 (1)～(3)　（略）	一　令第三十五条第一号に規定する飲食店営業 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。 (1)～(3)　（略） （新設）
ロ　従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。 (1)　施設（全自動調理機を含む。(2)及び(6)において同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。 (2)　施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。 (3)　全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。 (4)　全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。 (5)　全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。 (6)　施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。	
二～三十　（略）	二～三十　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十四条の規定により基準を定める都道府県は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の別表第十九及び別表第二十の基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めることができる。

法規的告示

○財務省・経済産業省告示第十号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月二日

財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治

事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示

事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
六　その他事業再編に関する重要事項 イ～ニ　［略］ ホ　事業者が事業再編又は特別事業再編を実施するに当たり、法第三十一条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置並びに法第三十一条第二項の規定による特例措置を受けようとする場合 事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性の向上及び財務内容の健全性の向上並びに四の需要の開拓に関する目標の設定に関する事項に定める目標等の必要な要件に加え、特定剰余金配当に係る会社法第四百五十四条第一項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件	六　その他事業再編に関する重要事項 イ～ニ　［略］ ホ　事業者が事業再編又は特別事業再編を実施するに当たり、法第三十一条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置並びに法第三十一条第二項の規定による特例措置を受けようとする場合 事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性の向上及び財務内容の健全性の向上並びに四の需要の開拓に関する目標の設定に関する事項に定める目標等の必要な要件に加え、特定剰余金配当に係る会社法第四百五十四条第一項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件